

令和 6 年 6 月 10 日現在

機関番号：34420

研究種目：若手研究

研究期間：2020～2023

課題番号：20K13308

研究課題名（和文）古典期ローマにおける相続と贈与

研究課題名（英文）Donatio in Classical Roman Law of Succession

研究代表者

後藤 弘州（GOTO, HIROKUNI）

四天王寺大学・経営学部・講師

研究者番号：40844494

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的はローマ相続法における贈与（死因贈与・生前贈与）の果たした役割を明らかにすることであった。最終的に古代ローマにおける死因贈与の役割について、明確な答えを導き出すことは現時点ではできていない。しかし考察の過程で死因贈与と生前贈与の区別について、先行研究においては贈与が撤回可能であるかが区別の基準として述べられているが、その基準自体は古代ローマ法においては機能していないのではないかと、この疑問を抱かせることができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の研究対象は主に古代ローマ法における相続と贈与であった。しかし発表した諸論文においては適宜その他の時代の法、そして現代法との関連についても検討を加えた。現代において、法律学習の面でも立法あるいは法改正の場面においても、ローマ法を議論の出発点とすること、あるいは暗黙の裡にローマ法を含む古代の法を出発点としていることがある。そのような場合にローマの相続における死因贈与や贈与の撤回等の問題について、現代法との比較で考える手がかりを提供することができた。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study was to clarify the role of donatio (donations mortis causa and donatio inter vivos) in Roman law of succession. Ultimately, it is not possible to derive a clear answer as to the role of donatio causa mortis in classical Roman law. However, regarding the issue of how to distinguish between donatio mortis causa and donatio inter vivos, this study succeeded in raising doubts as to whether the criterion stated in previous research, "whether the gift can be revoked," may not have functioned in classical Roman law.

研究分野：ローマ法

キーワード：死因贈与 贈与 相続 ローマ法

様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

博士論文で古典期ローマ相続法における包括承継(特にいわゆる「相続財産の信託遺贈」)について検討し個別的な承継についての検討の必要性が生じたため、その後の研究の展開として、主に相続の場面を想定した個別的な承継の検討に移った。そして個別的な承継の中の遺贈については博士論文において既にある程度考察を進めていたことから、いまだ検討を加えていない死因贈与についての検討を開始し、生前贈与を含めた贈与全体と相続との関係を研究テーマとして設定した。

2. 研究の目的

本研究の目的はローマ相続法、特にローマの古典期の相続における贈与(生前贈与、死因贈与)の役割について明らかにすることであった。またその役割を考察する上で重要なこととして、いかなるものが死因贈与にあたるのか、そして死因贈与と生前贈与の区別が歴史的にいかになされてきたか、両者の関係あるいは遺贈と死因贈与の関係も明らかにすることも目指した。また他の時代や他の国における死因贈与との対比によって、ローマにおける贈与(特に死因贈与)の特徴を捉える事も目的とした。

3. 研究の方法

先行研究の分析、その中では特に D. Rüger, Die donatio mortis causa im klassischen römischen Recht, Berlin, 2011、およびそこで扱われているローマ法文の検討を行った。ローマ法文以外にも、各時代ごとのあるいは各国ごとに死因贈与が相続上どのように扱われているか、死因贈与と生前贈与の区別はどのようになされているかについて、検討した。また現代法も含めた異なる時代、異なる国における死因贈与について、その相続における使われ方、役割についても考察を加えた。例えばローマ法文に基づいて考察がなされている 19 世紀ドイツの判例やイングランドの詐欺防止法、日本における債権法改正や相続土地国庫帰属法の制定などがその例である。

4. 研究成果

ローマにおける死因贈与は、教科書的な説明では3種類のものがあるとするのが一般的である。雑誌論文(後藤弘州「古典期ローマ法における死因贈与に関する基礎的考察」四天王寺大学紀要第 69 巻、2021 年、195 - 205 頁)においては、前述の Rüger による先行研究で死因贈与が相続に関する法適用を回避するために用いられていることが指摘されていることを敷衍して、ローマにおいては特に最も初めに述べられている種類の死因贈与に関してその定義を意図的に「あいまいなまま」にしておいたのではないかとという考えに至った。

雑誌論文(後藤弘州「ローマ共和政期における握取行為遺言及び死因贈与に関する素描」四天王寺大学紀要第 70 巻、2022 年、183 - 195 頁)においてはローマ共和政期における死因贈与と、ローマに固有の遺言形式である握取行為遺言との関係について、考察を加えた。その中では、先行研究に基づき死因贈与の起源、特に物権遺贈との関係について検討した。その過程でローマ相続法における遺産購買者(familiae emptor)の役割や、各種遺贈制限法(フーリウス法、ウォコーニウス法、ファルキディウス法)と死因贈与との関連についても考察を加えた。実際にはローマ相続法の初期の歴史において、遺言の形式及び遺贈が死因贈与と密接に関連して発展したということを示すことができた。

以上雑誌論文とを合わせて、ローマ法における贈与と相続に関して基本的な考察が終了した。その後未だ論文としては発表していないが、学説彙纂における諸法文の検討を進め同時に並行してローマ以外の死因贈与の考察にも取り組み、以下の雑誌論文を発表した。

引続き発表した雑誌論文(後藤弘州「死因贈与概念の不確定性について」四天王寺大学紀要 71 巻、2023 年、91 - 108 頁)においては、死因贈与が、古典期ローマ以外においていかに発展してきたか、19 世紀のドイツ、イングランド法を例に考察を加えた。ドイツにおいては特に判例に現れたローマ法文との関連が問題となり、その理解に問題があることを述べた。イングランド法においてはいわゆる詐欺防止法との関連で死因贈与が導入された経緯について簡単に考察を加えた。そして近年の日本の債権法改正における死因贈与に関する議論、そして日本の最近の法改正で制定されたいわゆる「相続土地国庫帰属法」の制定過程において、死因贈与とはいかなるものなのかについて議論がなされていたため、考察を加えた。本研究の過程でローマにおける死因贈与が後世においてどのようなものと理解されていたかの一端を垣間見ることができた。また先行研究でも示されていることではあるが、死因贈与と生前贈与の区別においては、贈与が撤回できるか否かということが重要な役割を担ってきたということも確認でき

た。

雑誌論文（後藤弘州「古代ローマにおける「忘恩行為による贈与の撤回」制度の導入について」四天王寺大学紀要 73 号、2024 年、53 - 68 頁）においては、再び考察の時代を古代ローマに戻し、古代ローマにおける贈与の撤回について、特に忘恩行為を原因とした撤回について論じた。最終的には一般に考えられているような見解と同様の結論に至ったが、「忘恩行為による贈与の撤回」について、古代ローマではその導入過程に関して、二つの異なる見解が存在することを確認した。本論文との関連では死因贈与の撤回というテーマが今後の課題として残されている。

一連の研究を通じて最終的には雑誌論文 で述べたような「死因贈与の定義をわざとあいまいにしていたのではないか」ということが真実であったかどうか、そもそも死因贈与と生前贈与は明確には区別し難いものであるのも曖昧なまま放置されていたのか、ということについて結論を出すまでには至らなかった。しかし考察の過程で、先行研究においても意識されていたことではあるが、改めて死因贈与という言葉の曖昧性を明らかにし、実際に現代の立法過程においても注意が必要であるということを示すことができた。

またそもそも死因贈与の概念自体が曖昧であるという点については、死因贈与の撤回に関する考察も含め、今後さらにローマ法文の検討が必要となるであろう。死因贈与がいかなるものなのかということについて、確定した考えがないということは、雑誌論文 でも述べたように、最終的には現代における法改正においても考慮する必要があることがらである。

なお本文において引用した研究成果は以下の 4 つである。

雑誌論文

後藤弘州「古典期ローマ法における死因贈与に関する基礎的考察」四天王寺大学紀要第 69 巻、2021 年、195 - 205 頁。

雑誌論文

後藤弘州「ローマ共和政期における握取行為遺言及び死因贈与に関する素描」四天王寺大学紀要第 70 巻、2022 年、183 - 195 頁。

雑誌論文

後藤弘州「死因贈与概念の不確定性について」四天王寺大学紀要 71 巻、2023 年、91 - 108 頁。

雑誌論文

後藤弘州「古代ローマにおける「忘恩行為による贈与の撤回」制度の導入について」四天王寺大学紀要 73 号、2024 年、53 - 68 頁。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 4件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 後藤弘州	4. 巻 73
2. 論文標題 古代ローマにおける「忘恩行為による贈与の撤回」制度の導入について	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 四天王寺大学紀要	6. 最初と最後の頁 53 68
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 後藤弘州	4. 巻 71
2. 論文標題 死因贈与概念の不確定性について	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 四天王寺大学紀要	6. 最初と最後の頁 91 108
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 後藤弘州	4. 巻 70
2. 論文標題 ローマ共和政期における握取行為遺言及び死因贈与に関する素描	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 四天王寺大学紀要	6. 最初と最後の頁 183 195
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 後藤弘州	4. 巻 69
2. 論文標題 古典期ローマ法における死因贈与に関する基礎的考察	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 四天王寺大学紀要	6. 最初と最後の頁 195-205
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------